

熊本地震の被災者に係る一部負担金 免除措置の延長について

熊本地震の被災者に係る一部負担金の免除措置が
以下のとおり延長されましたのでお知らせいたします。

【延長期間】

~~旧) 平成29年2月28日まで~~

新) 平成29年9月30日まで

【延長の対象者】

- ① 熊本県内に住所を有する 市町村国保 加入者
- ② 熊本県内に住所を有する 後期高齢者医療 加入者

※ 有効期限が「平成29年2月28日まで」の免除証明書を
引き続き「平成29年9月30日まで」使用できます。

(有効期限を更新した免除証明書を対象者宛に送付する市町村もありますが、有効期限
を更新した免除証明書が対象者に届くまでの間は旧免除証明書を使用できます。)

- ③ 協会けんぽ 加入者 (地震発生以降、熊本県内の市町村から他の市町
村に転入した方を含む)

※ 協会けんぽからは、新しい免除証明書が発行されます。

※ その他の各健康保険組合等の取扱いにつきましては、恐れ入りますが、各健康保険組合等にお問い合わせ頂ければ幸いです。